

建設水道委員会会議録

1. 開催年月日

令和4年3月14日 開会 10時00分 閉会 11時42分

2. 開催場所

委員会室

3. 出席委員名

山下 憲 雄 細 羽 敏 彦 沖 久 教 人 惣 台 己 吉
西 田 久 志 宮 地 俊 則

4. 欠席委員名

なし

5. その他の会議出席者

(1) 議 長 大 滝 文 則

(2) 副議長 荒 木 謙 二

(3) 説明員

副 市 長 猪 原 慎太郎 建設経済部長 岡 本 健 治

建設経済部次長 田 中 大 三 観光交流課長 小 谷 拓 也

建 設 課 長 曾 根 剛 農 林 課 長 中 山 浩 一

都市施設課長 田 口 政 之 建設課主幹 森 川 正 康

(4) 事務局職員

事 務 局 長 和 田 広 志 事務局次長代理 藤 井 隆 史

主 任 塩 出 英 也

6. 傍聴者

(1) 議 員 三宅孝之、原田敬久、多賀信祥、三宅文雄、坊野公治、佐藤 豊

(2) 一 般 0名

(3) 報 道 0名

7. 発言の概要

委員長（山下憲雄君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから建設水道委員会を開催いたします。

初めに、副市長のご挨拶をお願いいたします。

副市長（猪原慎太郎君） 皆さん、おはようございます。

3月も半ばを迎えておりまして、日ごと春めいてまいりました。今年の桜の開花予想は平年並み、もしくは少し早いかもしれないといったことが言われているようであります。

岡山県に出されておりましたまん延防止等重点措置は先週解除をされたところでございますけれども、残念ながら今年も本市の恒例の春のイベントであります産業まつり、それから桜まつりが中止ということで、もうこれが3年連続の中止といったところでございます。イベントもなく、今年も寂しい春を迎えるのかなあと思っているところでありますけれども、そういう中におかれましては、皆様方におかれましては感染防止策をしっかりと徹底していただいて、近場の観光地とか、昨日辺りもすごく人が出ているといったこともありますので、本当、もう心身のフレッシュも兼ねて、近場へお出かけになって、皆さんそれぞれの春を満喫をしていただきたいと思いますところでございます。

話は変わりますけれども、ガソリンの価格の高騰が全く止まらない状況になっております。私は歩いて出勤をしております、自分の車に乗るのは土曜日と日曜日ぐらいなんですけれども、おとといの土曜日にガソリンが少なくなっているのに気がついたもんですから給油に行ってみりました。それこそガソリンが上がっているんだなということ改めて実感をしたところでございます。9日に発表された岡山県の平均価格は、1リッター当たり169円ということで、3週連続で値上がりということでございます。国におきましては値上りを抑えるために、石油の元売の会社に対して補助金での対応とかしているようですがありますけれども、なかなか消費者のほうではそういったことが実感できないような状況が続いているところでございます。

最大の要因は、もう皆さんご存じのとおりウクライナの情勢が非常に緊迫しているといったことが背景にございます。まだまだ先の見えないウクライナの情勢でございます。今後の私たちの生活に、また少なからず影響を与えるのではないかとといったことを大変心配をしているところでございます。

そういった中、本日は建設水道委員会を開催をいただきました。皆様方におかれましては何かとご多用の中をお繰り合わせご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

この委員会に付託されております案件でございますが、条例案件が3件、事件案件が1件、その他、所管事務調査事項が2件ということでございます。皆様方には慎重にご審議をいただきたいと思いますと思っております。

なお、お手元に本定例会報告事項をお配りをしております。後ほどお目通しをお願いしたいと思っております。本日はどうぞよろしく願いいたします。

〈議長挨拶〉

〈議案第21号 創真創業支援基金条例について〉

委員（宮地俊則君） 議案第21号につきましては、本会議でも説明はいただいておりますが、改めてこの創真株式会社さんについてもう少し詳しくお聞かせ願いたいと思います、この条例について。例えば、会社の概要、こういった仕事されているか、それから本市との関係をもっと詳しく。それと、今回この2億円という多額の寄附をいただくことになった経緯、それから、再度、ものづくりのまち井原創業支援奨励金1億円をとということだったんですけど、改めてその内容お聞かせいただきたいと思います。

建設経済部次長（田中大三君） それでは、まず経緯からでございますけれども、今回創真株式会社というのは、本市出身の川上眞澄様からいただいた寄附金でございます、川上さんは七日市町のお生まれでございます、井原高校を卒業して大学へ進学されて、それから東京のほうで産業用カメラを製造販売するセンサーテクノロジー株式会社というものの創業をされました。その後、その会社を神奈川県の方へ移転をされまして、2012年にセンチック株式会社というふうに社名を変更されました。

その後、2017年に神奈川県海老名市に本社を移転されまして、その後、オムロン株式会社の間で会社を譲渡契約を締結されまして、オムロンセンチック株式会社となってその社長に就任をされております。2020年にそのオムロンセンチックの社長を退任されまして、そのオムロンセンチックの継続会社として創真株式会社を起こしまして代表取締役として就任をされております。創真の会社の流れというのは以上のようなことでございます。

それで、今回寄附という形になった経緯でございますけれども、川上さんがその会社を最初に創業されたときに、そういった技術的なものはあったんですけども会社の資金調達、いわゆる会社を興すときに資金調達に非常に腐心した経験があるという、非常に困ったというような経験をお持ちでございます、創業に挑戦する事業者がそういった一歩を踏み出すときの一助になって、そういったところに資金を出してあげれば産業が起りやすいんじゃないか、起こってくるんだというようなところで寄附をいただいたということで、川上さんが井原市出身ということで、その企業を興すときにそういった資金を出して、井原市で創業すればそういった井原の産業振興にもつながっていくんだろうということで、今回2億円の寄附をいただいたという形のものでございます。

それで、その2億円をこういった形で活用していかうかというようなことで川上さんともいろいろ協議をした結果、この前全員協議会でも説明させていただきましたように、この井原市の特徴である製造業を中心とした創業に対してこういった奨励金を交付することによって、市内の雇用創出と地域経済の成長発展を促していけばいいんじゃないかというようなこ

とで、今回そういった話をまとめさせていただきました。

そして、そういった事業につきましてどういった人を対象に交付していくかも含めまして協議をさせていただきまして、この前お示したように法人経験のない代表者が代表となる法人であることや、交付決定後における土地や建物、償却資産に係る固定資産への新たな投資が1億円を超えること、それから10年間は本社及び工場を市内に有してほしいというような条件を付しまして、全国へ公募をかけ、井原で事業をやっていこうという人を募集をして、それからその審査をして事業者を決定していきたいということの流れで事業の組立てをさせていただいたところでございます。

委員（宮地俊則君） ありがとうございます。よく分かりました。

この川上さんとのつながりは従来よりあったんでしょうか。また、このたびの寄附についての先方からの打診というのはいつ頃、このたびこれを締結して寄附をいただいたということなんですけども、まあ突発的なものだったのか、それとも従来からいろいろお話はいただいていた話なんでしょうか、そのあたりをお聞かせください。

建設経済部次長（田中大三君） 最初は、川上さんが井原市のほうへふるさと納税をしていただきました。かなり高額のふるさと納税をしていただいたので、そのことのお礼の電話をしたのがきっかけでございまして、そこから川上さんがそういう事業をされているということで、川上さん自体もそういったところに投資をしていきたいんだというようなお話がございまして、こういった形に結びついたものでございまして、令和2年度の中で話がありまして、入金をしていただいたのは令和3年2月17日という形になっております。

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第22号 井原市営住宅条例の一部を改正する条例について〉

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第23号 井原市空家等対策の推進に関する条例について〉

委員（宮地俊則君） 本条例の第5条、市民の責務、市民は市が実施する施策に協力するよう努めるとともに、特定空家等について市に情報を提供するよう努めとなっておりますが、後段の市に情報を提供するようと、これはそういう危険家屋があったら市のほうに教えてくださいねということであろうかと思えますのでよく分かるんですが、前段の市が実施する施策に協力するよう努めるといことなんですけども、具体的にどういったことを想定されているのだろうかということ、これについての詳細な要綱は別にあるのかなということを担当課のほうにちょっとお尋ねしましたら、そういうものはないとの返事をいただいております。

そこで、今言ったように具体的にどういったことを想定されているのか、またこの市民の責務ですけどもどこまでの責務を負うことになるのか、そこら辺りを分かりやすくちょっとご説明いただけますでしょうか。

都市施設課長（田口政之君） 第5条の市民の責務についてでございますけれども、主に考えておりますのは、情報提供にご協力をいただきたいといったところでございます。空き家につきましては、古い名義のものが多くございまして、その所有者等、特定するには時間がかかる場合がございます。特に急を要する場合など、近隣の方々から所有者や管理者などの情報をいただきまして、早期に対応できるよう協力をお願いしたいといったものでございます。第2項にも書いておりますけれども、主に情報提供をいただきたいというのが、この第5条で言うております市民の責務の主たるものというふうに考えております。

委員（宮地俊則君） 今ご答弁いただいたんですけども、後段にも情報を提供するよう努めるといこと、当然連絡は市のほうにするわけなんですけども、そういったことまででよろしいと、後は市のほうで地権者あるいは建物の所有者等に連絡をして、交渉といいますか、善処するようお願いをしていくということは、当然ここら辺は近隣住民からの情報提供ということになるかと思うんですけども、近隣住民の方にそれ以外のことをお願いしますといったことはないのでしょうか。そこから先は市のほうで全て対応していただけるというふうに解

積しよろしいでしょうか。

都市施設課長（田口政之君） 直接的な対応につきましては、市のほうが対応することになろうかと思えます。ですから、近隣の方につきましては危険な空き家等の見守りというか、経過観察とかそういったことをお願いする場所があるのかなというふうには想定をしております。

委員（惣台己吉君） 第8条についてちょっとお伺いしたいと思います。

空き家等の状態に起因して、当該危害を防ぐための必要最低限の措置、これはどういったものなのか、ちょっと具体的に説明いただければと思います。これの定義があるかどうか、マニュアル的なものは先ほどもないということなんですけど、できればちょっと具体的にお話をいただければと思います。

都市施設課長（田口政之君） 本会議で建設経済部長のほうが説明したとおりでございますけれども、飛散防止のためのシートやネットの設置、それから落下や飛散するおそれのある部材、例えて瓦やスレートなどの取り外し、それから倒れるおそれのある構造物や樹木の固定などで、職員により対応が可能なものを想定しております。そのほかにスズメバチの駆除といったところも想定しているといったところでございます。

委員（惣台己吉君） 本会議でも説明いただきました。もう一点聞きたいんですけど、職員が対応するということなんですけど、屋根なんかは職員が上がられるということですか。

都市施設課長（田口政之君） 可能なところにつきましては職員で対応を当然していくんですけども、どうしても対応できないといったところは、それなりのところをお願いをすることにはなっております。

委員（惣台己吉君） ちょっと分かったような分からんような、終わります。

委員長（山下憲雄君） 委員長と副委員長を交代いたします。

〈山下委員長が副委員長に、細羽副委員長が委員長に交代〉

副委員長（山下憲雄君） 第6条についてお尋ねいたします。

第6条のこの特定空家等というのは本会議で現在のところ1件だというご説明をいただきました。今後調査すればもっと増える可能性もあるわけですが、これに認定されたら固定資産税は変更になる可能性がありますかというのが1つ。

それから、別に定める基準に照らして認定するというので、その基準というのはもう既に出来上がっているのかどうか、この2つをお尋ねいたします。

都市施設課長（田口政之君） まず、固定資産税の関係ですけれども、これは特定空家等

に認定をしまして、その後段階的に指導でありますとか勧告とかを行ってまいります。その過程で税のほうの優遇措置が解除されるといったこともございます。

それから、別途定める基準といいますのは、国のほうが示した基準がございますのでその基準に則して認定を行っていくといったところでございます。

副委員長（山下憲雄君） 固定資産税も上がる可能性が高いというふうに理解してよろしいですね。

都市施設課長（田口政之君） 高いといいますか、優遇措置を解除していくということでございます。

副委員長（山下憲雄君） はい、了解いたしました。

委員長と副委員長を交代いたします。

〈細羽委員長が副委員長に、山下副委員長が委員長に交代〉

委員（沖久教人君） 平成28年に調査を開始しているということで、今後の調査の予定があるのかなのかということをお聞きしたいのと、ランクづけが軽度からその危険度が高いものについて、5ランクで危険度を示しているということをお聞きしたんですけども、危険度の一番高いランクのものと、その予備に当たりますその下がどれぐらいの数あるのか、もし分かりましたらお願いします。

都市施設課長（田口政之君） まず空き家の調査でございますが、平成28年に空家等対策計画策定をする際に調査を行っております。次の予定ということでございますけれども、今のところはっきりいつするとかという予定はまだ考えてはおりません。

それから、ランクづけの一番危険なところ、それから予備に当たるところの件数ということでございます。一番危険であるというのがA、B、C、D、EのEランクということになってまいります。Eランクは238件、その一歩手前がDランクということになってまいります。これは510件、調査のときに把握している数字でございます。

委員（沖久教人君） 今後の調査の予定は未定であるということではありますが、Eランクが238件、Dランクが510件とかなりの危険家屋があるという現状の中で、今後解体をしていく空き家に対しての、現在も補助があると思うんですけども、その補助率では解体費用に比べて補助が少ないといったような声もございます。その辺の市としての対応につきまして、今後何か変化があるのかという考えをお聞かせください。

都市施設課長（田口政之君） 解体補助についての質問でございますけれども、今現在、解体費用上限50万円ということで補助を設けております。確かに解体費用に比べて補助が

少ないというようなこともあろうかと思えますけれども、これは国の補助をいただいてやっておるということもございます。今のところ、今の制度を維持していくという考えでございます。今後検討していかねばならないときが来ましたら、当然考えていきたいというふうには思っております。

委員（沖久教人君） 50万円全てが国の補助ということでよろしかったでしょうか。

都市施設課長（田口政之君） 50万円のうち国の補助は2分の1でございます。

委員（惣台己吉君） 1点、解体費用ですけど、強制執行ということになると、これとはまた全く別ということですか。

都市施設課長（田口政之君） 強制執行ということになりますと、市のほうが当然行っていくということになってまいります。その費用については、執行を行った後にその所有者等に求めていくということになりますので、補助とはまた違う話になってこようかと思えます。

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第27号 市道路線の認定及び変更について〉

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

委員長（山下憲雄君） 以上で議案の審査は終了いたしました。

なお、委員会報告書の作成につきましては、委員長にご一任いただきたいと思います。

〈異議なし〉

〈所管事務調査〉

委員長（山下憲雄君） 本日の所管事務調査事項は、市道の効率的な維持管理と安全対策についてと、市内公園及び観光地等の屋外トイレの管理運営についてであります。

このほか、不測の事態により緊急に所管事務調査事項として追加すべきと思われる提案がございましたら、ご発言願います。

〈なし〉

〈市道の効率的な維持管理と安全対策について〉

建設課長（曾根 剛君） それでは、市道の効率的な維持管理と安全対策についてですが、初めに道路の維持管理につきましては、道路法により道路管理者は道路を常時良好な状態に保つように維持し修繕し、もって一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならないと定められております。

まず、①の道路の維持管理への市の方針についてですが、市道については市民生活に密着していることから、車両や歩行者が安心して通行できるよう予防保全も含め、適切な維持管理と修繕などを推進することとしております。また、道路の利用状況により老朽化による危険を伴う状況にある道路施設に関しましては、供用の廃止も含めた検討を行うこととしております。

次に、②の維持管理の現状についてですが、市が管理する道路は令和2年度末現在で路線数2,542路線、延長1,201.4キロメートルで、そのうち建設課が管理する1種市道は1,336路線、延長794.1キロメートル、農林課が管理する2種市道は1,206路線、延長407.3キロメートルとなっております。また、認定路線にある橋梁数は504橋で1種市道に359橋、2種市道に145橋あります。

市道の維持管理に携わる職員数について、管理職を除く人数で申しますと、建設課では職員11名、作業員2名、農林課では職員6名で維持管理に従事しております。

維持管理で実施している各種業務委託の内容については、まず幹線市道やバス運行路線を

対象とした通行に支障となる路肩の草刈り業務委託、突発的に発生したのり面崩壊により通行に支障となる道路上の土砂撤去を行う崩土取り払い業務委託、道路施設の緊急的な復旧を行う応急修理業務委託、道路舗装面の痛みや凹凸、クラック拡大防止など、小規模で緊急的に補修を行う舗装道路補修業務委託、道路のり面の樹木が倒れるおそれ、または通行上の支障となる木の撤去を行う支障木伐採業務委託、道路側溝へ土砂が堆積したことによる排水不良の改善を行う道路側溝清掃業務委託、街路樹が繁茂し通行に支障をしている枝の剪定を行う街路樹管理剪定業務委託を、土木業者及びシルバー人材センターを活用し実施しております。

このうち、草刈りや側溝清掃、街路樹剪定の業務委託については、毎年計画路線に基づき実施しているものでございます。また、市道に架かる橋梁につきましては、橋梁長寿命化計画に基づき5年に1回義務化された橋梁点検の委託など、維持管理を計画的に実施しております。参考までに、令和2年度の執行状況を申し上げますと、道路維持費の委託料は約4,330万円、橋梁施設点検調査委託料は約3,110万円となっております。

次に、各種工事の内容としましては、道路施設の側溝や構造物などを補修する道路修繕工事、舗装の亀裂やへこみなどを復旧する舗裝修繕工事、豪雨などによる道路のり面の崩壊防止対策として道路防災工事を実施しております。令和2年度における道路維持費の執行状況は、道路修繕工事費は約2,330万円、舗裝修繕工事費は約990万円、道路防災工事費は約1,780万円、橋梁補修工事は約2億430万円となっております。そのほか、建設課作業員2名により簡易的な道路施設の補修や側溝の清掃、支障木の伐採などについて直営で作業を行っております。

市へ寄せられた修繕要望につきましては、市役所の窓口もしくは電話等により受け付けておりますが、地元代表者の自治会長や議員さんからも多く要望を受けており、要望を受けた後、要望者と現地確認の立会を行うなど、直接内容を聞き取りすることに心がけて対応しております。また、現地の状況を把握した上で現地報告書を作成し、要望内容や件数の把握に努めているところでございます。

令和3年度に受けた要望件数について申し上げますと、年度初めから令和4年2月末までの期間で、道路に関する要望件数は、建設課が128件、農林課62件の合計190件となっており、そのうち今年度中に対応が完了できたものは、建設課58件、農林課40件で合計98件でございます。修繕規模が大きく、複数年を要するものや残りの未着手の要望については次年度以降の対応となります。

続いて、③の維持管理の課題についてですが、平成30年豪雨災害から令和3年8月末までは、災害復旧工事を優先したことから、修繕要望への対応が停滞している状況となっております。

ります。過去に修繕要望を受けている箇所につきまして順次対応を行うこととしておりますが、今後も施設の老朽化が進むことで修繕の必要な箇所が増える見込みであり、限られた人材と財源の中で、市民から受けた多くの要望を迅速に対応していくことが一番の課題であると考えております。

次に、④の維持管理の今後の取組についてですが、令和4年度に予定している道路修繕及び舗装修繕の計画件数は、建設課108件、農林課27件でございます。維持管理や修繕を行う上で修繕コストを考えた工法を検討するなど、工夫しながら適正な予算の執行に留意し、取り組んでまいりたいと考えております。

最後に⑤の維持管理修繕の優先順位のつけ方についてですが、維持管理に必要な各種業務委託で実施しているものについては、交通に支障を来すような緊急性を要するものが多く、崩土取り払いや応急修理、舗装の補修、支障木伐採など、優先順位に捕らわれず対応を行っております。また、修繕工事における優先順位のつけ方については、全ての要望箇所を一連で優先順位をつけることは困難であり、要望の中には現況のグレードアップの要望も多く含まれております。多くの利用者に影響を及ぼすなど、利用状況に応じた危険度や緊急性を考慮した上で優先度を評価し、人的被害が生じるおそれがある箇所を優先的に実施しているところでございます。市としましては、今後も維持管理を主とした事業に積極的に取り組み、市道の適切な維持管理を行うことで安全対策にもつながるものと考えております。

委員（惣台己吉君） ちょっと1件、聞き取れなかったので。

日頃より大変お世話になっておりますこと、大変ありがとうございます。

それから、先ほどのご説明では道路修繕で2, 330万円、このうち建設課のほうで128件、農林で62件の要望を聞いたということなんですが、そのうち執行された件数をちょっともう一遍、それだけをお願いします。

建設課長（曾根 剛君） 執行件数、建設課が58件、農林課が40件、合計98件でございます。

委員（宮地俊則君） いろいろご説明いただきました。ちょっと全体的なことで申し上げたいと思うんですけど、災害等の緊急的な要望、あるいは道路のへこみ等にはしっかり対応していただいているというふうに認識はしておるんです。先ほど来より度々計画的に年度計画を立てて実施しているというお話でございましたけども、例えばそういう緊急的なものはしていただいていると思うんですけども、側溝清掃あるいは支障木伐採といったものは、全市的に見てまだまだ十分では決していないというふうに感じております。

そうしたことで、先ほどより積極的に取り組むというお言葉もありましたので、さらなる予算措置あるいは十分な人員配置といったものをしていただくように、これはもう執行部、

副市長にもお願いしたいわけですが、そこら辺りを要望させていただきたいというふう
に思います。よろしくお願ひいたします。

委員長（山下憲雄君） 委員長と副委員長を交代いたします。

〈山下委員長が副委員長に、細羽副委員長が委員長に交代〉

副委員長（山下憲雄君） たくさんのことを口頭でご説明いただきました。当委員会とし
て、今ご説明いただいたことを少し整理して、中をよく深慮させていただきたいと思いま
すので、今ご説明いただいたことを文書で私たちにご提供いただけるか、お尋ねいたしま
す。資料の提供。後日で結構です。

建設課長（曾根 剛君） 後日、資料をまとめさせていただいて、その辺提出をさせてい
ただきたいと思ひます。

〈細羽委員長が副委員長に、山下副委員長が委員長に交代〉

〈なし〉

委員長（山下憲雄君） ないようですので、本件については終わりたいと思ひます。

〈市内公園及び観光地等の屋外トイレの管理運営について〉

観光交流課長（小谷拓也君） それでは、市内公園及び観光地等の屋外トイレの管理運営
についてご説明を申し上げます。

市が管理しております屋外トイレにつきましては、所管課が多岐にわたりますので建設経
済部が所管する屋外トイレに限ってお答えをさせていただきます。

まず、観光交流課が所管する屋外トイレにつきましては、自然公園が5か所、歴史公園が
1か所、観光公園が6か所、観光地等が8か所の計20か所でございます。

①の管理運営の現状についてですが、管理は指定管理者のほかシルバー人材センター、地
元団体、地元自治会をお願いをしているところでございます。施設の異常や故障の際には職
員が直接現地を確認いたしまして必要な措置を行っているところでございます。また、職員
による施設の点検も年に複数回実施していきまして、維持管理に努めているところでござい
ます。

②の使用停止の状況については、全て利用できる状態で現在使用停止しているものはございません。

③、管理運営の今後の方針については、引き続きシルバー人材センター等に年間の管理をお願いするとともに、職員におきましても施設の点検を行うほか、異常の連絡などがございましたら確認の上必要な措置を行うなど、施設の維持管理に努めてまいる所存でございます。

観光交流課は以上でございます。

農林課長（中山浩一君） 次に、農林課が所管する屋外トイレでございます。

農村公園が8か所、地域用水環境整備公園が3か所、ダム・ため池管理施設が4か所の計15か所でございます。

まず、管理運営の現状についてでございますが、管理は地元自治会や公民館、PTA等に年間管理委託を締結し、維持管理をお願いしているところでございます。また、職員による施設点検も年複数回実施をし、施設の故障の有無の把握に努めているところでございます。

使用停止の状況については、滝山自然公園の屋外トイレにおいて給水ポンプが故障し、手洗い場が使用できない状況となっておりますが、それ以外につきましては通常どおり利用できる状態でございます。なお、農林課が所管している屋外トイレにつきましては、12月1日から3月下旬の間、凍結等による水道管の破裂に伴う漏水を防ぐために止水栓を閉栓するなどし、一定期間使用を停止しているところでございます。

管理運営の今後の方針については、引き続き地元自治会等に年間管理をお願いするとともに、職員においても施設の点検を行うほか、異常の連絡などがございましたら確認の上必要な措置を行うなど、施設の維持管理に努めてまいる所存でございます。

建設課長（曽根 剛君） 次に、建設課が所管する屋外トイレは河川公園が1か所でございます。

管理運営の現状についてですが、管理は地元団体に年間管理委託を締結し、維持管理をお願いしているところでございます。

使用停止の状況については、停止になっているトイレはございません。

管理運営の今後の方針についてですが、引き続き地元団体に年間管理委託をお願いし、異常の連絡などがございましたら、確認の上、必要な措置を行うなど施設の維持管理に努めてまいる所存でございます。

都市施設課長（田口政之君） 次に、都市施設課が所管する屋外トイレは、都市計画公園が25か所、その他の公園が6か所、井原駅の各駅4か所の計35か所でございます。

管理運営の現状についてでございますが、管理は自治会や子供会等の地元団体、社会福祉

法人、指定管理者などをお願いしているところでございます。また、業務委託による安全点検を含め、職員による施設点検を年複数回実施し、施設の故障の把握に努めているところでございます。

使用停止の状況についてでございますが、利用が少なく老朽化が目立つ相原公園桜広場のトイレを現在使用停止にしているところで、令和4年度に撤去する予定でございます。

なお、冬期の寒波襲来時には水道管の破裂による漏水を防ぐため、止水栓の閉栓を公園管理委託者へお願いしておりますので、一時使用停止になる場合がございます。

管理運営の今後の方針につきましては、引き続き地元自治会等に年間管理をお願いするとともに、施設の点検も行うほか、異常の連絡などがございましたら職員による確認を行い、必要な措置を行うなど施設の維持管理に努めてまいり所存でございます。

委員（西田久志君） トイレの状況の中で、くみ取り、公共下水道、簡易水洗、浄化槽ということでございますが、簡易水洗、浄化槽、公共下水道は大体想像するんですけど、くみ取りというのはやはり昔式のこう、中が見えると理解してよろしいでしょうか。

農林課長（中山浩一君） 農村公園にございますが、くみ取りと記しておりますのは、いわゆる中が見える、おっしゃるとおりのトイレでございます。

委員（西田久志君） 観光ということになれば地元の人も使うでしょうし、場所が分かれば、あそこへあるというのがあれば緊急を要する事態について、おかしいんですけど、観光に来られた方も使うということであるわけですが、どっちかと言えばなかなか管理の目が届かないということで、汚れ放しになるのではないかなと危惧するんですけど、その中で先ほどくみ取り式とかと言いましたけれど、簡易水洗とかというのはなかなか、凍結したりして使えなくなって、またあそこにあるからといってこられる方とかも困った状態になるというか、汚れたことになるような可能性があるんで、僕も見たことがあるんですけど、その中で、さっき言ったくみ取りの状況の中で、くみ取り式を簡易水洗で、浄化槽までいかなかったも、中が見えないようにすることをされるつもりはないですか。順次変えていくつもりはないでしょうか。

建設経済部長（岡本健治君） トイレの問題でございます。おっしゃいますように、やはりくみ取り式のトイレについてなんですけども、例えて、それを簡易式のトイレに変えたとした場合には、やはり浄化槽までとは言いませんけども、それなりのタンクを設置して、それからくみ取りなんかも発生するので、費用はかなり上ってくる。維持費が上がってくるんだろうということは容易に予想がつきます。それと、その改修費が伴ってきます。とは言いながら、観光という面で見ますと、それはやはりたくさんの不特定多数が使われるということで、やはりその施設の利用者からしてもイメージの問題もあろうかと思えます。

そういったことを含めまして、今現在、ちょうどこれも本会議のときに説明もさせていただいたんですが、トイレに限らずなんですけども、公共施設全般につきまして、その公共施設等の総合的計画的な管理に関しまして、基本的な方針や考え方をこれから定めていこうということで、現在井原市公共施設等の総合管理計画というのを今推進して作ろうとしております。

その中で、今おっしゃったトイレにつきましても対象でございまして、その一つ一つ、このトイレ、このトイレとで、一つ一つに対して個別施設計画も作っていくように考えております。だから具体的にこのトイレは改修をしていいものにしよう、あるいはこのトイレについてはもう使えるだけ使ったらもう廃止しよう、あるいはこのトイレについて現状維持でやっっていこうと、そのまず方針を今トイレの管理をしていただいている方と一緒に協議をしながら、将来を見てこれをどうしていくかという方向性をまず出していきたい。その方向性が出た後に改修あるいは直すように決まったものについては、順次それに取りかかっているというふうに考えております。したがって、今現在、計画ができるまでの数年は、現状維持ということを考えております。

委員（西田久志君） 先ほど農林課長が言われたんですけど、凍結防止のために1月から3月いっぱいぐらいまでは使用停止にしているということなんですけど、できれば何か策をしていただきまして、特に市の北部というか、寒いところと言ったらおかしいですけど、そういうところが多分凍結するんだらうと思うんですけど、何か策というものを考えられる予定はないですか。

農林課長（中山浩一君） 現状のところ、止めるということが最も安全な策だというふうに考えております。実は北部地域のみを一昨年まではお願いをしとったところなんですけど、一昨年の寒波によりまして市内全体的に凍結による破裂が発生をしたところから、現状のところ申しますと、もう全農村公園を12月1日から止水栓を止めているという状況でございまして。また、その管に何か巻くとかというふうなこともかなりの費用もかかるというようなことで、現状でありますと止水栓を止めるということを最も有効な策と考えております。

委員（西田久志君） それから、ちょっと聞き漏らしたかもしれませんが、相原公園のトイレを廃止すると言われましたけれど、それはどういった理由からだったのでしょうか。

都市施設課長（田口政之君） 相原公園の桜広場の中にあります小さいトイレなんですけれども、老朽化が進んでおりますし、極端に利用者も少ないといったことがございましたので、ここでもう撤去する方向で考えているところでございます。

委員（西田久志君） 利用者が少ないということなんでしょうけれど、近くにトイレはあ

りますでしょうか。

都市施設課長（田口政之君） 相原公園の中に観光トイレがあります、ちょっと大きめのトイレがございます。それから、その手前にはリフレッシュ公園の動のゾーン等々にもトイレがありますので、その辺では問題ないというふうに認識しております。

委員（西田久志君） 観光のため井原市に来られてトイレが汚かったら、やっぱりイメージがダウンするということも考えられます。地域の自治会の方が管理されており、なかなか難しいところがあると思います。その辺、大変難しいかもしれませんが、徹底していただきまして、きれいに保っていただきたいと思います。よろしくお願いします。

委員（惣台己吉君） 1点お聞きします。

年間の管理は各自治会さんとかに補助金を出してお願いしているということで、くみ取りなんかは分かるんですけど、定期的にそこのトイレの掃除なんかは週に1回してくださいとか、月に1回してくださいとかという、お願いはされているんでしょうか。そういうマニュアル的なものはないわけですか。どんなんでしょうか。

観光交流課長（小谷拓也君） その施設のトイレごとによって、定期的なもの、あとは不定期ではあるんですが、そういうふうなものでお願いをしているところがございます。

委員（惣台己吉君） トイレなんかで、大きいやつで便器が汚れとったりしたら、そういうふうになったりとか、ペーパーがないところもあるから、そういう意味で、やはり見て、管理は自治会だから気がつかれなかったらそのままですわな。

観光交流課長（小谷拓也君） 委員さんおっしゃるところはあるとは思いますが、まず早めに気づいていただいて、そういうようなところは回避をしていければと思っております。

委員（宮地俊則君） 今の惣台委員の質問にちょっと関連しまして、主にこれ管理団体、小さいところも大きいところもあるわけですけども、きれいに使っていただくために掃除、それから、くみ取りなどですと、当然ながら多くなればくみ取り費用も含めて管理団体に責任を持って措置していただくようにしているわけですね、ちょっと確認をさせてください。

観光交流課長（小谷拓也君） はい、そうでございます。

委員（宮地俊則君） 例えば、浄化槽なんかですと、これもやはり年に何回か浄化槽の清掃といった業務をする必要があるわけですけども、そういうのもきちんとしているかどうか、あるいはくみ取りのほうも、特に小さな自治会とかにお願いしているものとか、そこら辺りはその管理団体をお願いして年間幾らかの費用を払っているのは、それは重々承知しているんですが、そこら辺りのチェックといったものは市として何らかの形でされているんでしょうか。

観光交流課長（小谷拓也君） 職員のほうも年に複数回、確認には行っております。

委員（宮地俊則君） 確認されて、それで適切な対応をされていないようなところは、自治会なり管理団体のほうに連絡して指導もされているということによろしいですか。

観光交流課長（小谷拓也君） はい、そのとおりでございます。

委員長（山下憲雄君） 委員長と副委員長を交代いたします。

〈山下委員長が副委員長に、細羽副委員長が委員長に交代〉

副委員長（山下憲雄君） この説明の中で、一般会計の今回の予算にのっておりました330万円でしたか、ちょっと記憶で申し訳ない。木野山公園のトイレは観光施設に入りますか、どこにのっていますか。

農林課長（中山浩一君） 木野山公園ですが、東星田農村公園というところにあるトイレでございます。このトイレにつきましては、東星田の自治公民館に管理をお願いしているトイレでございます。

副委員長（山下憲雄君） 了解いたしました。

委員長と副委員長を交代します。

〈細羽委員長が副委員長に、山下副委員長が委員長に交代〉

〈なし〉

委員長（山下憲雄君） ないようですので、本件について終わります。

ここで執行部の方にはご退席願いたいと思いますが、何かございましたらお願いいたします。

副市長（猪原慎太郎君） 終わりに当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、慎重にご審議いただきまして誠にありがとうございました。

また所管事務調査におきましては、いろんな角度から活発なご意見またご要望もいただいたところでございます。道路、それから公園、それに付随するトイレといったものは大変市民生活に密着した存在であると認識をしております。従来、井原市は、特に公園の管理につきましてはマイパーク意識の高揚ということを言っております、本当、子供から大人までの方に管理に関わっていただくことで、その公園を大事に使ってもらおうという意識の高揚

につなげていきたいということで始めたという経緯もあるところでございます。

ただ、時代の流れといいますか、少子・高齢化というものが、物すごいスピードで迫ってきている中で、安全で安心な、適正な維持管理というものは何なのかということ、これからはまた違う視点でしっかり考えていかないといけないということ、今日の委員さんの議論の中で、そういったことも感じさせていただいたところでございます。途中、建設経済部長のほうから総合管理計画の話で、具体的な話はまだこれからということでありましてけれども、それぞれの分野において方針というものは決まっております。これをそれぞれ利害関係者なり地域の人にこれから伝えていく中で、どこをゴールにどういった方向でやっていくのかということをしっかり議論していきながら、慎重に検討していきたいと思っております。本日は誠にありがとうございました。

委員長（山下憲雄君） 執行部の皆さんには大変ご苦勞様でした。

〈執行部退席〉

〈今後の所管事務調査の進め方について〉

委員長（山下憲雄君） 所管事務調査事項の市道の効率的な維持管理と安全対策について、市内公園及び観光地等の屋外トイレの管理運営について、今後の進め方について委員の皆さんにご協議いただきたいと思います。

〈休憩中、委員間討議〉

委員長（山下憲雄君） 2つのこの所管事務事項の調査事項については、市道の効率的な維持管理と安全対策について及び市内公園及び観光地等の屋外トイレの管理運営についても、今回だけの所管事務調査としていくことで終了をします。また、この件に関しても調査が必要であれば、それぞれにその都度所管事務調査事項として上げていくということに結論づけておきたいと思います。これについてよろしいでしょうか。

〈異議なし〉

委員長（山下憲雄君） 以上で所管事務調査については終わります。

〈議会への提案について〉

〈議会への提案①及び②については、執行部の考え方や意見等を確認することに決定〉

〈議会への提案③については、正副委員長へ一任とし、次回委員会で回答案を示すことに決定〉

〈その他〉

委員長（山下憲雄君） 次に、その他ですが、こちらから特にございませませんが、委員の皆さんから何かございませんか。

〈なし〉

〈議長挨拶〉

委員長（山下憲雄君） 以上で建設水道委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

○ 議会への提案について①

(令和4年3月3日回収)

回収 場所	記入日	内 容	協議先
井原 図書館	令和4年 1月9日	私は、木之子町の自分の田んぼで米作りをしていますが、近年ジャンボタニシの増加により、稲の被害（稲苗が食べられる）に合い困っています。近くの米農家の人も同様だと存じていますか。ジャンボタニシ対策に、石灰チツソが有だといひます。市から米農家に対し（20kg／10a）の割合で支給支援を頂ければと思ひます。	建設水道 委員会

○ 議会への提案について②

(令和4年3月3日回収)

回収 場所	記入日	内 容	協議先
井原 図書館	令和4年 1月9日	<p>木之子町では、近年特に人口減少が激しく（私の地区 高月地区も）子供の数が少なく、若者の流出がものすごい勢いで進んでいる感があります。地域の自治活動にも今後大きな障害になるものと思います。</p> <p>反面、浅口市などは、住みやすい町第3位に選ばれるなど人口が増えています。耕作しなくなった田んぼの宅地化、商業施設化の効果は大きいと思います（加藤勝信氏の言葉添えがあったとききます。）井原市でも人口減対策、住み易さの向上の為、他人に預けている田んぼのうめたて、耕作放棄地の活用を推進して、商業施設等を誘致してはどうでしょうか。買い物難民対策になると思います。</p>	建設水道 委員会

○ 議会への提案について③

(令和4年3月3日回収)

回収 場所	記入日	内 容	協議先
井原 図書館	令和4年 2月6日	<p>持続可能な食糧確保と米の安定生産の為、子供の健康の為</p> <hr/> <p>○給食を市内生産のご飯給食にしてはどうでしょうか。 ○また、給食で使用されるパンとかパスタ等を米粉製にしては、どうでしょうか。米粉パン、米粉パスタにする。 ※グルテンフリーとなり、小麦アレルギーも無くなります。 食の安全性にもつながります。</p> <hr/> <p>○井原に新しく出来た「ジーンズストリート」や「井原駅」「高校の売店、学食等」で米粉パンを売り出して、 ※井原福山から倉敷岡山へ行く時又、倉敷から福山へ行く時の通り道にするのではなく、「井原へ米粉パン、米粉製品」を買いに行くという消費者の目的地になるようにしてはどうでしょうか。 (商品例に米粉で作ったおにぎり形パン、米粉パスタ) ○井原市内で米粉を米から製粉して作り、市内のパン屋さんにも使用してもらおうようにしてはどうでしょうか。モチモチして美味しいパンが出来ます。 ◎米の生産者にとっても価格の安定し、安心した米の生産、農地の荒廃を防ぐ、食の安全、米と米製品を通して井原市の活性化になる等、効果が大きいと存じます。</p>	<p>1行目から 6行目まで 総務文教 委員会</p> <p>1行目及び 7行目以降 建設水道 委員会</p>